

旧国鉄桑名裁判も和解成立

兵庫●鉄道建設・運輸機構が謝罪

旧国鉄鷹取工場に勤務し、腹膜中皮腫で亡くなった桑名義治さんの遺族が、旧国鉄の債権債務を引き継いだ、「鉄道建設・運輸機構」に約6,700万円の損害賠償を求めた訴訟は、3月17日、同機構が原告に謝罪して、約3,600万円を支払うことで和解が成立した。

原告と弁護士・支援団体は、第1回和解協議（1月29日）の内容とその後裁判所から示された和解案を検討し、原告の主張が聞き入れられない場合は和解協議を打ち切り、判決を求める方針を固め、第2回和解協議に臨んだのであった。この日も、たくさんの支援者の方々が裁判所に駆けつけて下さったが、裁判所の和解案と原告側の主張とでは差が大きく、和解の困難さを予想しながら、和解協議の行方を見守っていた。

今回一転して、裁判所が原告の主張に基づいた和解案を示したことにより、和解成立となった。和解内容は、①哀悼の意を表明すると謝罪、②今後の救済に向けて石綿補償制度や石綿健康管理診断制度の周知に努める、③解決金として約3,600万円を支払う、というものである。解決金の金額は、機構からす

に遺族に支払われている業務災害補償金を差し引いたものであるが、和解において裁判所が機構に支払いを求めた総額は約6,300万円であり、原告の請求金額をほぼ認めた完全勝利和解といえる。

旧国鉄のアスベスト被害をめぐっては、昨年末に横浜地裁において大前裁判と小林裁判の和解が成立しており、横浜地裁における闘いが今回の勝利和解につながったといえる。

和解成立後、支援者の方々が待つ「あすてっぷ神戸」に移動して報告集会が行われた。原告と弁護士が温かい拍手で迎えられ、位田弁護士から和解協議の様子と和解にいたる経過について報告があり、「よかった」「よく頑張った」の声が会場中から出されていた。その後、マスコミからの要請で、同じ会場において急遽記者会見も行われ、夕方のテレビニュースや翌日朝刊で原告の晴れやかな喜びの表情を見られた方も多であろう。

桑名裁判の和解成立により、旧国鉄を相手に争った3件の石綿訴訟はすべて解決したこととなる。裁判所は、横浜裁判に続き桑名さんについても死亡慰謝料を2,300万円としたが、これは

同じ中皮腫訴訟の関西保温事件（H17.4.27）の1,500万円をはるかに上回る高い水準を示したこととなる。そして、3件の裁判結果が示したことは、旧国鉄を相手の石綿裁判は勝てるということであり、旧国鉄が支払っている業務災害補償金では損害を償えきれていないということである。

また、旧国鉄における石綿被害遺族に対して、この4月から補償制度が新設され、これまでの補償額に1,000万円が上乗せされ支給されることとなっているが、新制度の1,000万円でも損害の補填としては不十分であることを和解内容は示している。旧国鉄は、この結果を重く受け止め、新制度についても補償内容を再考すべきである。

当日の記者会見で、原告の桑名さんは、「提訴まで迷ったが、このままでは夫が報われないと決意した。夫と娘とで勝ち取った結果。夫が天国から応援してくれたから、ここまで頑張れた。ようやく報われた気がする。今までの人生で一番うれしい日です」と述べた。そして、「同じ時期に同じような仕事をして働いていた人達が大勢いる。今回の経験をもとに、今後はほかの遺族を支える立場で活動したい」との言葉が印象的であった。

2007年8月の提訴から、約1年半での解決となった。これも、弁護を引き受けていただいた位田先生、長部先生、村川先生、吉田先生の力添えと、「旧国鉄におけるアスベスト被害者を支援する会」の会員の皆様の支援の

